【300】旧陸軍関係戦没者の昭和 41 年度靖国神社合祀事務について (連絡) (昭和 41 年 1 月 24 日調査第 27 号 厚生省援護局調査課長発都道府県民生主管部長宛)

都道府県民生主管部長 談

 $\alpha$ 

旧陸軍関係戦役者の昭和4ノ年度靖 国神社合紀事務について (連絡)

標記のことについては、かねてから格別の御 / 腹務関連死設着 協力を願つているところであるが、昭和406 8調査オノ53号「旧陸軍関係戦役者の昭和40 年以後の旧鹽電関係戦役者の靖国神社合祀事務 に対する協力等について」の別冊「昭和40年 度以後の旧陸軍関係較没者の靖国神社合祀事務 の協力要領」により本年度において作成すると、、
びとれて引き続く国立病院、同様發所若しく とになっている合紀予定者選考基準に該当しな し、受傷り病の日より3年以上経過したもの い 戦役者の祭神名異のうち特に下記のものにつ 又は在郷死亡者は除く。 いては靖国神社において本年度の合祀予定者と

調査サ 27 号 して特別に詮議することになったので、下記該昭和4/年/月24日 当のものに対しては本年5月末日までに連名額 当のものに対しては本年よ月末日までに連名額 (下記の / 2 に区分し各 2 部)を添付し提出さ れるよう取り計らわれ近い。

> なお、従来の合祀予定者週考茲準に該当する もの及びその他の悲楽外のものの送付要領につ いては上記調査サ/53号別冊のとおりである ので申添える。

58

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関 する法律(昭3/法律オノフフ号以下特例法 という) による該当省であつて昭和16.128 より昭和2092までの間における在映中の死 亡者及び在隊中の受傷り病により陸軍病院及

なお、弔慰金をうける遺族のないもので死 、 太において抑留中死亡したもので弔慰金数定 亡が特例法に該当するものと認められるもの については、別途詮議するから死亡状況調費 。 含まないものとする。 を作成送付されたい。

1

(注) 祭神名票の記入に当つては、特例扶 助料、特例遺族年金数定者については、 その裁定記号番号を必ず記入するもの とし、遺族関係により弔慰金のみ救定 のあつたものについては特例法適格者 なるとと及び弔慰金銭定記号番号とを 関係費類調に下記例のごとく記入され \* 100

> 例 「特例可、 り東オノ235号」 なお、複巻中死亡したものについて は、その引き続く旅發状況を名票返面 に記入すること。

2 特別未帰還者の死亡者

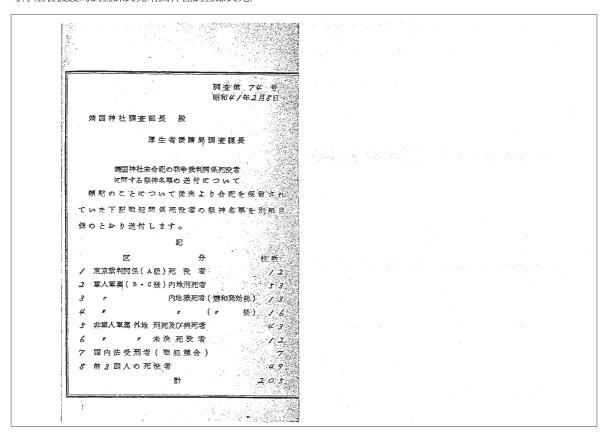
戦役者遺族等後護法オ2条オ3項5号の該 当者であつて昭和2089以後ソ連邦及び権

済のもの、ただし戦時死亡宣告者については

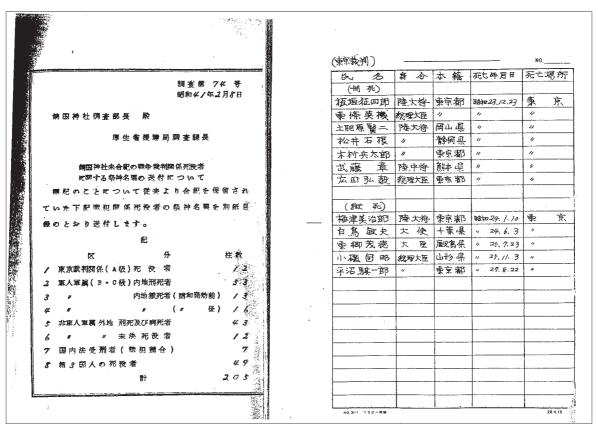
なお、満洲開拓背年幾刃隊員であつて満洲 . 地域で死亡したもののうち特別未帰還者とし て弔慰金の設定がなされたため合配を保留さ れていたものについては祭神名罪にその旨付 せんを付し送付されたい。

(注) 祭神名罪の記入に当つては、階級欄 は特別未帰還者とし、所属部隊は空橋 とす、関係部類欄には弔慰金穀定記号 獲得を記入せるとと。

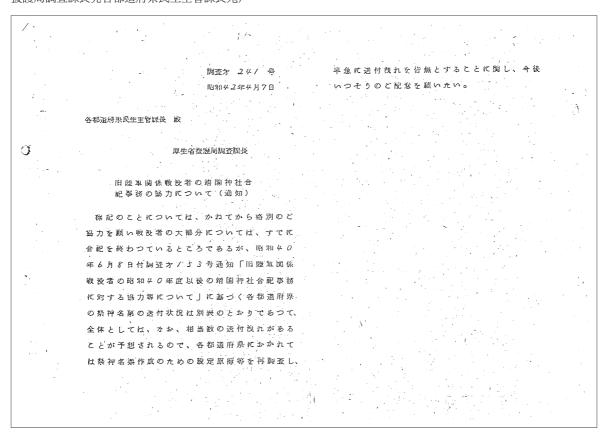
【301**】靖国神社未合祀の戦争裁判関係死没者に関する祭神名票の送付について**(昭和41年2月8日調査第74号厚生省援護局調査課長発靖国神社調査部長宛)



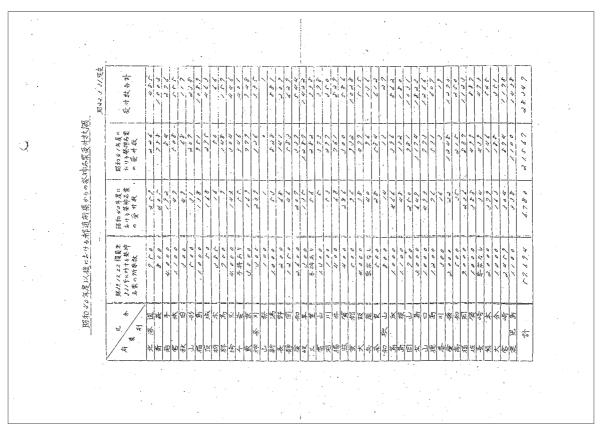
#### 【302】 [別紙目録 東京裁判の刑死者及び獄死者一覧] (〔昭和 41 年 2 月〕)



【303**】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について(通知)**(昭和 42 年 4 月 7 日調査第 241 号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛)



#### 【304】別表 昭和 40 年度以後における都道府県からの祭神名票受付数調(昭和 42 年 3 月 31 日現在)



## 【三〇五】合祀事務連絡会議開催につき(報告) (昭

和42年5月9日

昭和42年5月9日起案

合祀事務連絡會議開催につき(報告)

致します。 みだしのことについて左記のとおり施行致しましたので御報告

記

施行日時 五月八日 (月 午後一時半開始 午後□時終了

出 會 席 者 場 厚生省側 靖國神社洗心亭

 $\vec{\phantom{a}}$ 

援護局

中山石西 日 事 務 官 野 係 長 田 輔 佐

髙 城 事 務 官阿 部 補 佐村岡業務第二課長

木 池 田 曽 権 禰 宮 宜司

神社側

會議資料 會議の結果 別紙に朱書せるとおり 別紙

合祀扱ひとすることになつたもの

戦地・外地で精神病罹病内地帰還後本籍地等で死亡し た者。但し特別な死歿状況による者は保留する。

2 内地における公務受傷罹病により六年以内に死亡した者 (從来は三年以内)

一般邦人の法務死亡者

3

4 阿波丸殉難者のうち外務省官吏及びその家族

服務関連死歿者で在隊在院中死歿者

5

精神病による死歿者 自殺者

6 服務関連死歿者で帰郷後の死歿者 罹病後六年以内死歿者(從来は三年以内)

但し精神病等の死歿者、三年以上経過者を除く。

7 8 特別未帰還者でソ連地域で死亡した者 特別未帰還者の戦時死亡宣告者でソ連地域のもの 但し最終消息が昭和二十七年四月二十七日迄であること。

一、右の各項昭和二十七年四月二十七日迄死亡者のこと。

【三〇六】合祀に関する検討資料(昭和42年5月9日)

檢討會

日 時 昭和42年5月8日 至同 7時303分 分

靖國神社洗心亭

以

上

出席 居 所 厚生省援護局 西村調査課長、石田課長補佐

村岡業務第二課長、阿部課長 山野係長、中島事務官

同

池田権宮司、木曽禰宜 補佐、髙城事務官 (西村、村岡両課長は午后5

神社側

時より出席)

合祀に關する檢討資料

資料作製

靖國神社調査部

朱書数字の順に検討せり、その結果は逐条毎に朱記せるとおりである。

4 No. 審議保留中のもの 新に合祀陳情のあつたもの

5 No. 2 審議を経て一應枠外としてあるもの

No. 3 研究、 再検討のため保留扱となってゐるもの

1

2 No. 4 同

上

3 No. 5 服務關連(特例法) 關係

特別未帰還者

以 上

審議保留中のもの

No. 1

サイパンから内地へ強制疎開中の死歿者(一般)

保留

者を出してる例もある。 大正6年に横須賀で軍艦「筑波」が火薬庫爆発を起し死歿瀬戸内海で爆沈、 、軍艦「河内」殉職者(生存者会及び遺族会)―大正7.7.10.がある。	てゐると思はれる。名簿を提出せしめて調査して見る必要2、広島縣大久野島毒瓦斯関係殉職者(縣遺族会、及び関係遺族会)6月20日の会議により合祀することに決定。6月20日の会議により合祀することに決定。	見舞金を出すことになったが収扱いは文厚生省側の意見―厚生省関係はない、一般戦災者と同じであとの関係はない、一般戦災者と同じである。の場外では、法律上から言えば國1、長崎医大生の原爆死歿者(関係遺族会)	新に合祀陳情のあつたもの	般者」かない)。   現段階では調査が出来てゐない   現段階では調査が出来てゐない   大り防空從事中の死亡者	同 上 は取扱つてゐない。 (四) 内地未決中死亡者(松岡元外相以下10名)—援護法で (総代会に付議決定すること。)	<ul><li>(イ) A 級 (刑死7名 獄死5名)</li><li>1、と同様。</li><li>1、と同様。</li></ul>	3、サイペン、北島、満州等の肖塗的戦闘協力者 6月20日の会議により合祀することに決定 6月20日の会議により合祀することに決定 一一般戦災死歿者 で、一一般戦災死歿者	見舞金が支給されてゐる(六、一八○名)。 ・理の消極的戦闘協力者 ・理の消極的戦闘協力者 ・現場を終するのうちの遺族給付金が支給されてゐる。
9	8, 7	7 6 5	4		3,	2, 1,	No. 2	
作軍属(特別未帰還者)の戦時死亡宣告者 保留 保留 (中) 内地獄死者で平和条約発効後の死亡者	(A) 國内法受刑者 保留 合配资 (二九) 公开系分系多交包 0 多 1 4 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ロ条りを力を)とこと	れたときは援護局で個別に資料を檢討する。外地で逃亡後死亡者 外に該当名票が提出さ	<ul><li>第16、9、28 中国山東省済南において胃</li></ul>	陸軍中佐 ×××× 栃木縣 那事変中胃潰瘍、脳溢血等の死歿者	6年以上経過死歿者   保留   一、一思	審議を経て一應枠外としてあるもの ( ) 内は海軍	殉職と同時に扱はるべきである。はされなかつたものである。考慮するとすれば将来自衛隊見る如く「平時訓練中の事故死」であるが故に合祀の扱ひにも戦争勤務の命令は出てゐなかつた、從つて他の例にも瀬戸内海は当時でも戦地の指定は無く又「河内」そのもの瀬戸内海は当時でも戦地の指定は無く又「河内」そのもの
九六	海二 九- 一 九-	= -	Ξ		四 0	四 三 五 1	軍	隊ひもの
				2	1,	No. 3	11, 10,	
(ソ) 陸×× ×××× 島根 りに広第5 亡 4、2929 台湾基隆にて肺結核 ・ 2929 台湾基隆にて肺結核	死亡 10 本籍地において 10 本籍地において	(ロ) 陸軍曹長 ×××× 石川 りに大第 2520、7 6 1)××号 12、8、6広島において原爆受傷 2520、7 6 1)××号 15 7 6 1)××号 15 7 7 6 1)××号 15 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	<ul><li>イ</li></ul>	(本籍地又は民間病院にて死亡) 原則として合祀する。但し特別な死歿状況 のものは保留する(個別審議) ニニニ の地における公務受傷罹病者で三年以上経過 ニニニ の地における公務受傷罹病者で三年以上経過 ニニニ のものは保留する(個別審議) ニニニ	後在郷死亡者 後在郷死亡者 五十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	研究、再検討のため保留扱となつてゐるもの	航海訓練所実習生の機雷遭難死亡者(大成丸) (内) 戦 地 地 地 地 地 地 地 地 で	留) 日以前のもの、以後のものがあれば保 日以前のもの、以後のものがあれば保 (最終消息の年月日が昭和27年4月27

4 No. 4			3,	
)と発達する。アルドラスでは、アルスの大変ではないないのでは、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変では、アルスの大変ないないないないのでは、アルスの大変ないないないないのでは、アルスの大変ないないないないないないないないないのでは、アルスの大変ないないないないないないないないのではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	満洲國官吏、會社員、教員、商人等。 3××号)	<ul><li>売淫刑十年受刑中病死、り崎ろ第23</li><li>農クラブ経営者。(訴因、婦女子強制機クラブ経営者。(訴因、婦女子強制・工事)、起訴理由不明、起訴理由(毒□販売)、銀役中病死、未決拘禁中病死、未決拘禁中病死、未決拘禁中病死、未決拘禁中病死、</li></ul>		211、4、8 本籍地にて死亡 第2404××号 211、2、15 熊谷飛行学校にて肺結核 第2404××号

(口) (1) 外務省関係

五五五

外務省関係 47―官吏及びその家族も一般邦人 55―一般邦人 55―一般邦人 55―一般邦人 55―一般邦人 66月1日の会議により合祀する。 (読売新聞、毎日新聞、共同通信、王子製紙等関係者及その家族) 更に援護局と外務省と談合することとする。 とする。 6月20日の会議により合祀することに決定。

済否等不明) 要調査 (発病年月 H 場所、 病名、

5

帰郷後の発病

6

の年月日を記入することとする。については入隊(応召)、除隊(召集解除)する。但し発病年月日、場所が不明のもの・援護局に返戻し同局にて出来るだけ再調査

6, 5,

(三二六)

1

ソ連地域での死亡者―合祀する。

三七六

特別未帰還者

身分

社員、特髙副長、山海関鉄道員、樺太開発社員。校生徒、畜産支社長、満鉄社員、刑務所員、会憲兵団、ハイラル隊、官吏(満洲國)、軍官学個有の身分不詳、開拓団員、特務副長、警察官、

3

No.帰

5の2の付と同様の扱ひとする(合祀)。郷後再入院死亡者

八

公扶裁定

1 在隊在院死亡者のうち保留となつてゐるもの。

 $(\square)$ (1) 4の5と同様の取扱ひとする(援護局戻し)病年月日場所病名その他不明のもの 

四

4

上記以外の地での死亡者

(1) 3の1と同様の取扱ひとする(合祀)。名(精神病、自殺等) 八六(一四

階である(現行退職後2年罹病後6年)。 者は公務罹病基因と見做すよう法改正決定見込みの段援護法上の取扱ひも退職後4年罹病後12年以内の死歿援護法上の取扱ひも退職後4年罹病後12年以内の死歿3の2と同様の取扱ひとする(六年に延長)。

2 (1) .在郷死亡のため保留となつてゐるもの

合祀ははじめての取扱ひとなる)。 原則として合祀する(今回を以つてこの□□歿状況の 一二五四 (二、五六二)

ぁ(援護局戻し)。 Л 九三

(出)(1)(口)

二〇八(三四)

二七(三)

3 マライ地区での死亡者 六 援護局へ返戻し再調査する。二 朝 (四五)内地(四〇)不明(二

**\*** 2 \* 1 した。 ビア数字を使用している部分を、 以下、この欄に限り、 漢数字を使用して表記した。 編集の都合上、原史料ではアラ 漢数字を使用して表記

**\*** 3 している部分を、漢数字を使用して表記した。 以下、編集の都合上、原史料ではアラビア数字を使用

2 中国地区での死亡者―援護局 へ返戻し再調査する。

身分 個有の身分不詳(一、 察官、満鉄社員、会社員、邦人、慰問団員、  $\overline{\phantom{a}}$ 15、満鉄社員、会社員、邦人、慰問団員、看開拓団員(八三)、満洲国軍人、官吏、警 四九〇)義勇隊員(一八 一、八二四

服 務関連 (特例法) 関係 No. 5

### 三〇七 (昭和42年6月22日 合祀事務に関する打合事項につき (報告)

昭和42年6月20日起案 6月22日決裁

2

合祀に関する打合事項につき(報告)

情書が同遺族會(倉成代議士、永石援護課長同道)より提出 後に五月十八日長崎医科大学原爆犠牲者学徒の靖國神社合祀陳 昭和四十二年五月八日開催の合祀事務連絡會議(既報告済)の 含め重ねて打合會を開催したので左記の通り御報告致します。 (既報告済)されたのでこの事項を中心として、関連事項をも

記

出場 日 席 者所 時 靖國神社洗心亭 より午後一時半迄) 昭和四十二年六月二十日(火)午前十一時 厚生省援護局 西 田村 島 調 課 事 長 務 補 宜司佐長官佐長

 $\overline{\phantom{a}}$ 

一、

木池阿村中石 部 田 課 権 長 宮 補

神社側

業務第一

二課

岡

課

曽 禰

2 1 長崎医科大学原爆犠牲学徒合祀の件

阿波丸殉難者合祀の件

沖縄の消極的戦闘協力者合祀の件

長崎医科大学原爆犠牲教職員合祀の件

4

3

対馬丸疎開学童付添教職員等合祀の件 広島原爆犠牲国民義勇隊員中の教職員合祀の件

6

1 学徒動員令により徴用中の学徒のうち医学生は医師欠

乏を一日も早く補充する為動員令を解除し学舎に復帰

ある。 した。これが行政取扱ひは文部省大学学術局学生課で あった。國より見舞金七萬圓が支給されることに決定 要請は事実上二重にあったものと考へてもよい状況で 授業中原爆により死亡したるものなり。 せしめ随って夏期休暇時期なともこれを返上せしめて 從って國家の

外務省人事課の取扱ひである。 等)は未合祀である。國から見舞金が支給されてゐる。 係官吏及その家族又一般邦人(報道関係者及その家族 海軍関係軍人軍属準軍属は合祀済であるが、外務省関 湾沖で米潜水艦の攻撃をうけ沈没した死歿者のうち陸 阿波丸は緑十字の非武装船で捕虜交換船であったが台

3 沖縄の消極的戦闘協力者とは満六才以下の者又は六十 る。取扱ひは總理府特別連絡事務局である。 五才以上のものである。國から見舞金が支給されてゐ

4 長崎医科大学生と共に授業中原爆により死亡した教職 事課である。 文官公務扶助料が支給されてゐる。取扱ひは文部省人 員であつて身分が國家公務員であつて遺族に対しては

5 内地本籍者は合祀になってゐない。取扱ひは文部省人 事課である。

6 教職員で合祀になってゐないものがあると思はれる。 取扱ひは文部省人事課である。

、事務的取扱ひ方法については のであるから合祀することに異議はない。 右六項目について検討の結果基本的には國が処遇を講じた

資料を神社に提供出来得る如く検討実施する。 長崎医科大学生 文部省学生課

合祀予定基本線として厚生省より関係各省に連絡を計り

長崎原爆教職員 沖縄消極的戦闘協力者 阿波丸関係 外務省人事課(北米課) 特別連絡事務局 する。 厚生省か ら連絡を

広島 対馬丸付添 ]] 文部省人事課

2 合祀完了のための事務的方途を講する為には援護局ブロッ 昭和四十二年八月末日迄に見舞金支給裁定済のものの名 爾後のものは昭和四十三年度合祀とすること。 票を神社に提出する。

> 途を考究して欲しい旨申入れ、援護局側も諒承す。 本省側としても右を考慮に入れてこれが実現方についての方 りも出向して説明を行う等積極的に協力方要請致し度いので、 ク事務担当者會合等があればその時期を利用して、 神社側よ

以 上 【308】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について(通知)(昭和43年5月28日調査第318号厚生 省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛)

, 調查才 3 1.8 号

各都道府県民生主管課長 殿

3

**3**.

厚生省援阪局調査課長

旧陸軍関係戦役者の靖国神社合 配事務の協力について (通知)

標記に関する事務処理については、昭和4.0 保証に関するション~~ 年6月8日調査オノ53号通知「旧經導関係収 年6月8日 1931年7. - 役者の昭和40年度以後の靖国神社合配書務に 対する協力等について」により、各部道際県の 格別なると協力により、その大部の者の合祀を 終わつているところであるが、引き続き本年度 において提出于定の祭神名票については、前記 通知のほか下記事項と留意の上とれが早期完了 について、いつそうのと配慮を願いたい。

なお、従来の合祀予定者選考基準の該当者又

は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関す 昭和43年5月28日 る法律の該当者に係る祭神名鼎口 月中句までに提出されたい。 記 る法律の該当者に係る祭神名照は遅くも本年8

配
/ 作別未帰避者の死役者(暇時死亡宣告者の
うち公務死と数定された者を含む。)につい

限 個 病 者 限 役 者 进 族 提 题 法 方 之 祭 方 之 項 方 戦闘朝省収入中心か~ 5号の該当者であつて、昭和20年9月2日 以後ソ逃邦又は樺太において錦宮中死亡し同 法オ 3 4 条 の 弔慰金(以下「 弔慰金」という。) の数定の終わつたものについては、昭和《/ 年/月24日調査オ27号通知により、帯別 合配詮融の対象となつたのであるが、上間以 外の地域(満洲、中国本土等)の選訟者につ いても、本年度より韓国神社にかいて合記詮 護の対象とすることに定められたので、これ 6の祭神名票には弔慰金の数定記号番号の任 か階級欄に次例のように特別未帰避者である

こと及び終戦時の職業を記入されたいこと。 例「特別未粉遺者 (○○会社負又は) 資洲国官吏 )

2 弔慰金叉は恩給法による公務法筋料の未缴 定のものについて

昨年度提出の祭神名器には邪慰金又は公務 茨助料請求のため進進中のものを提出した向 きがあるが、これら未数定の祭神名聚は紫剛 特社に合いて保管値となつているので、議定 年月日が判明した場合はその都底、数定の記 号音号等を厚生省経由、椭国神社に過報され たいこと。

3 祭神名票記入事項の不備のものについて 祭神名票の各記入欄のうち一部を空白のま ま、提出される向きがあるが、合配選考上支 障があるので、これらの敞没者については極 力資料を調査し、必要事項は完備されるよう 智意されたいこと。

新規合祀陳情のあつたもの

今年度名票上申の見込及び対策について

再確認事項

保留名票について

# 【三〇九】合祀に関する検討資料 (昭和44年1月31日)

### $\Box \triangleright$ 悟 $\widetilde{\cap}$ 関 of N 検 ... 貧 챛

靖國神社々務所 昭和44年1月31日

厚生省援護局 西村調査課長 山野業務班長 中島資料係長 自午後2時 至同 6時 石田補佐

日 楊田 馬馬田 所居 西

村岡業務第二課長 阿部補佐

川

脇田補佐 元木係長

木曽禰宜 池田権宮司

- 婦國神社 三

資料作製 靖國神社調査部

貧 类 Ш 鐭

保陸海 留軍軍 名える 票部票

2

押

光

192

神社から直接各縣へ名票を送付し整備せしめたる上で合否を決定する。

記事不明 公扶不明、

記事不足

室室

画

敗

北海 筁  $\vdash$ 秋 卧 胪 (室) |X|謐 哩 퉀  $\mathbb{H}$ 荗 # 森 汕 华 要調 ) 6 ယ 研究 13  $\infty$ 12  $\infty$ 公 共 非該当 公扶未 裁定等 5 特例否 203 18 9 終戦 内地発 氖 特米内 地死亡 一時会 22  $\sim$ 講和後 死 亡 100 34 42 14 ယ 六年又 後死亡 上經過 82 24 25 15 1111 150 367 31 69 30 17 6

		台 湾 1	
		朝 鮮 6	
(当日石田補佐に渡済)	7	び公務確認出来ない者	
再調査する。		台湾朝鮮本籍者で資料不備及	
該當名票を調査課へ返戻し	4	出来ない者	
		一般邦人で公務死亡の確認が	
		法務関係	11
) \$ % °	56	「見舞金支給台帖」に無い者	
〉これを確認の上合否を決定		「死歿者申立書」にあるが	
)調査課で総理府と連絡し、	92	未請求者	
		沖縄戦闘協力者(消極的見舞金	10
88.	944	公務要確認	
神社から縣へ送付し整備せし		六年以上經過死亡者	9
		一時保留しあるもの	
		ソ連・中共地区での死亡者	
		(講和発効の日) 以後に	∞
		(内地死亡者)	
合祀可	55	特別未帰還者	7
「記域ひとする。」	=	終戦后内地発病	6
遺角課で再復割の    マイカを敷備しの	593	特例否・不適格	5
		公扶未裁定・未請求・請求中	4
	(¥∰90	公扶非該當・公扶なし	ယ

) j		前	<b>注</b>	F	石	選	哩	電	性	採	本	$\times$	沖	滋	[1]	膨	禄	加	施	H	町	華	E	華	無	+	旌	群	桁
凝	丰三				哩	늗	根	母	和歌山	畑	車	爱	善	質	圕	知	一一	型	#	Ξ	늗	国	料	禁三	小小	棋	H	洲	
- NI	E1 —	- (1)			₫Im		ЖЩ	×		ХШ	Jmt.	MI	~	νщП	limit		Іши	44	++	_			<i>Λ</i> =	_	\ \ \	AP41	v	ব্যা	
J.	2 -	<u>.</u>	_	2	6	68	ယ	4			10	2				50		53	16	∞	7	22	_	35	1	1	2	_	22
				ᅟ		13	1			6	7	∞	13			2	2	∞	1			2		7	4	1	6		
10	3	-	_	43	43			35			ಬ		2	1		14			1		21	5					13		_
+		Ť	$\dagger$								-					-						-							Г
45	5 1	0 0	၁၀	39	19	27	2	4			19		57	14		10		ယ		2			2	10	5				
				4		116	4				53		2	ω	1			ω		1		6	1	ω	2		3		
	1					1					1								1	1				1					
					2	10	S									1	16					3			2				
22	20 17			41	27	) 25		24		2	35					1	0,	1	1		5	3 2				5	13		
02		101	$\top$	44	32	115	w	53		14	134	89	83	2		ω	2	120	28	7		36	5	64	ω	67	55	ω	11
0,		2		21	9	32		11		30	42	73	70	1		1	2	13	66	1		16		45	1	14	2		
	-			-		1.0							_																
791	25	24	2 4 3	197	138	407	16	132		52	304	173	227	21	1	82	22	201	114	20	33	92	9	165	18	88	94	4	42

和歌山	本	$\times$	畑	筁	Ħ	響	無	筁	夾	団	_	
χ̈́	丰	濁	型	#	Щ	選	评	哩	田	妓	温	
1		16		17			9	7		262	軍人軍属	
											称	未返)
	57		969	31	3	61	126		13		#	未返戾名票内訳
□⊳			鹿児島	埘	熊	XIII	拉	益	德	国	海	内訳
=1111			副副	쿈	$\forall$	쿈	擅	越	哩	드	7,111	(難)
827			97	3	1	7	17	372	18		軍人軍属	
											称	
1,500					31	163				46	#	

		(中共)									比区	
	公扶要 確認	万地	増善野恩	다	慌		未 體 水 中 水	裁定なし		記事不足記事不明	۹ <u>/</u>	
	-		111	内抱	内地発		未裁定	Щ	用紹	公扶不明		泙
	六年以	講和后	一時金	帮朱	終戦后	特例否	公扶	公扶		要調		ī
5,689	944	1,708	394	55	11	593	460	690	192	642	#	□⊳
32									32		繒	举
235	61	114	12		1	13			6	28	児島	惠
628	25	97	77	1	1	54	103	270			犀	団
62	6	6		4		2		1	6	37	分	$\times$
36	12	14		1		1	2	1	1	4	$\forall$	憲
23							(特末) 22			1	쿋	加
141	64	51	1			12		1	12		点	衎
426	6	27	27			16	9	139	2	200	国	筁
129	17	45			1	23	1	26	6	10	知	丰

				6	4					ယ					2	$\vdash$
(死歿に伴う無給採用)	失踪宣告	占守島にて罹病内地死亡	内地発病内地死亡	一戦協(嘱託無給)	特例扶権者なし	増恩 (傷恩)	記号無し	公扶短	公扶進	六年以上経過死亡	精神病	自發	戦時死亡宣告 (離隊後)	離隊逃亡	班 究	公務要確認
	2	∞	4		5	6	366	6	233		25	72	154	19		41
										特弔裁定不可	内地公務不可	戦地公務可	合祀扱とする。	公務裁定のものは原則として		

群 抱 荻 擽 筁 E 秋 叫 胪 删 馬 k拔 哩 芴  $\mathbb{H}$ 羢 # 森 枽 謐 (筆 172 11 11 21 61 75 11 18 23 4  $\infty$ 5 神奈川 鮅 朿 口 郷 E [1] 斌 筁 剛 窋 賀 圕 中 型 #  $\equiv$ E 耳 黙 216126 31 16 66 37 55 10 20 32 12 和歌山 E 採 衔 箙 M 囯 哩 重 水  $\times$ E 餀 取 展 滔 哩 軍 302 189 834 146 41 14  $\infty$ 6 39 9 鹿児島  $\square \triangleright$ 举 海  $\times$ 霊 畑 在 筁 祵 剛 1111 鯔  $\mathbb{H}$ 쿈 华 馽 賀 纽  $\forall$ 洭

4,454

軍) [\*1]

第

3,239

理出来るか 割合早く処 も知れぬ。

時期的には

防空監視哨の隊員

3、医療関係者(救護要員)

一般警防(消防)(警防団)從事者 ら消防庁で見舞金支給事務を取扱うこ 担当官庁も決つてゐない。 とゝなした。

の見込みである。 対象人員は把握してゐないが、これか

進められることゝなる。 従つてこれから調査も

今年度名票上申の見込及び対策について

(今年度名票上申見込数) 1、全体についての通し ・基準内で合肥洩れのもの 軍型

(台灣) 18,000 計21,000名 3,000  $\binom{2,240}{2,100}$ 計 4,340名 合計25,340名

朝鮮は未処理の為今後の問題として残る。

曲 雒 認 # 屈

類 掛 (援護法所定) における消極的戦闘協力者[\*2]

 $\Xi$ 南洋諸島

北海道

 $\vdash$ 

展

宗

342

完

쑖

23

膨

滅

34

合祀前の調査に基く既合祀数

47

12

I I 光満のの急が変わる。

サイパンから内地強制疎開中の死歿者 (一般) ― **一**合祀可<sup>[\*\*3]</sup>

法務死殁者[\*4]

63 46

 $\infty$ 

32

6

級 (12名)

内地未决死殁者(10名) } 合祀可

 $\widehat{\square}$ 

130 35

防空法による防空從事中の死歿者

下記三種に別けることが出来る

 $\Xi$ 

X

III

合肥可

落般

護法で取扱うこととなつたから、これから厚生省で把握 陸軍海軍と一体となってこの勤務に当ってゐた関係で援

業務を推進することに決定した。対象人員一〇〇名程度

他省関係(外務、運輸、逓信、自治、警察庁)に対して厚生省で連絡を図りたる上で、

神社側と同道要談することゝする。

側でも検討したいが如何。 あれば、その様に取進めることも考慮してよい。更にはその他有効なる方法があれば神社 その為に各縣知事に対して協力方を宮司名を以つて要請する等の措置を講じた方が有利で 靖國神社御創立百年度の関係もあつて、神社側としてはこゝで合祀完了の線を出し度いね 又厚生省関係の文官についても厚生省(調査課)で調査研究のこととする。

これに対して西村課長は「援護局で検討した上で改めて回答する」との答であった。

### 特例法関係

### 3. 特别未帰置者

### 朝鮮台湾本籍者

規  $\Box \triangleright$ 計 旗 浦 0 B J 7 Œ. 0

戦 没 者籍 ××××(\*5)

犛

死娛状況  $\times \times \times \times \times$ 

K

昭和15、8 第一線要員に編入された営庭に於て軍装検査中心臓漏 **痺のため死亡** 

恩給法等の適用 公務扶助料・弔慰金受給せず

2、旧東京女子薬学専門学校学生 ××××(\*\*6)

× × ×

民

死殁状况 舞金 昭20、8、9 文部省告示による支給対象外として支給されてゐない 長崎医科大学薬局に於て勤務実習中原爆により死亡

戦没者 城津燈台長 ×××× 次席 ×××× ×××× × × ×

死殁状况 昭20、8、28 燈台附近に近接して発砲のソ連兵と交戦殉職死亡す

- 全般(全体)について業務第二課で再検整備する。
- [※ 2] 現在引揚者給付金事務及び在外財産関係事務(總理府)を取扱つてゐる段階であつて、 昭和45年までを要するので、これが終了してはじめて資料が把握出来る。昭和46年度 定の基準(期間、地域等)を設け該当者の資料を縣から提出しむることとする。 ではじめて各縣の資料に基き取扱うことが出来る見込みである。この段階において一
- [※3] 主として海軍関係に資料がある(給付金支給関係)該当者は1,574名(内沖繩本籍者

事務上の関係で、1、と2、と同時に扱うこととする 本籍は海軍側資料、遺族関係は各縣で把握してゐる。

> 時期的には昭和45年度或は昭和46年度になる見込みである。 (沖縄の見舞金支給基準と同様の者を取扱うこととする)

- 合祀可 総代曾の意向もあるので合祀決定とするが外部発表は避ける。又合祀通知状 は遺族直接に神社から国けることとして、縣を経由することはしない。
- **弔慰金は死歿が昭16、12、8以前の為非該当である。公務扶助料が、その当時に於て** 言が皆同じことを云つてゐる点等理解出来難い点もある。現時点でこの件を取上げる ことは無理のようだ。 裁定になつてゐない。と云うことは何か死因に問題があつたのではないか、証人の証

**%** 5)

\* 4

- (<u>\*</u> 6) 問題外と思はれる。
- 严 外務省

朝鮮総督府関係で恩給法に基く処理状況を調査して見る必要がある。 今後外務省に問合せることとする。

出来ると思うが、既に時効となつてゐるので援護法では取扱うことが出来な 死亡が法務局の記録通り20、10、17であれば特別未帰還者としての取扱ひが

③上記が確認出来れは合祀扱ひとすることが出来るように思はれる

【310】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について(通知)(昭和44年3月3日調査第130号厚生省 援護局調查課長発各都道府県民生主管課長宛)

> 調査オー/30号 解和44年3月3日 。

各都道府県民生主管課長 殿

)

厚生省接牌局調查課長

旧陸軍関係戦没者の蛸園神社合 祀事務の協力について (通知)

機配のことについては各都道府県のと協力に より、合祀予定者としての選考裁準内にある者。 については、その大部の合配を終わつたところ であるが、本葉はあたかも靖國神社創立百年に 下「设體法」という。)、オ2条半3項分 6 当るので、同社においてはこれを記念して今秋。 別立百年記念の祭儀を契施する計画であり、又 - 経戦後ユダ年を経過しているとと節の関係から も同社としてはこの繰破没者の含記については 一段落させたい意向である。ついては各都道府 泉にかいてはこの際下記等項に留意のうえ従前。

の合配予定者選考基準の対象となる者及び特別 詮(の対象となる者にかかる祭神名県は、その 全部を提出するようと配恩額いたい。

なか、本年の器観発安祭は百年記念行事の関 保から10月7日に繰り上げ実施される予定で あるので、祭神名嬰は遅くもう月末日までに提 A Company of the State of the

/ 一從前の合配予定者選考基準内において個別 審班されるものについて と

(i) オグ類について

問類オ4項(その他公務により死亡した 者) 医似脓傷病者 戰役者 選族等援歷法 (以 一号の設当者(難戦地)で同法オ34条 の弔慰命を(以下「弔慰金」という。)の支 給の裁定の終わつた者も問題に含み個別審 流されるとと。

・左お、同類(I) K は受傷り病後3年以内K、

とれにより死亡としてあるが、との3年を 6年以内のものについても個別審査される د کی

### (2) オノの類について

同類は従来収時災害による死亡者を条件 としていたが、昭和38年法律オブ4号の 援護法改正により国家総動員法に基づく数 用又は協力中の死亡者については戦時災害 上の傷病により死亡したもので弔慰企の支 給の数定の終わつた者も同類に含み個別審 蚕されるとと。 (3) オノ4類について

した者としているが、この3年を6年以内、 のものについても個別審査されること。

(4) オノよ類について

同類は受傷り病後6年を経過して死亡し た者を除くとしているが、これを受傷り病

後4年を経過した者でも昭和27年4月28 日 (平知条約発効の日) 以前に死亡した者 については同類に含み個別審査されること。

2. 合祀もれの防止について

遺族から韓国神社に対し直接戦役者の合祀 済否について照会されるものがあるが、との 中には合祀選考の対象として考慮されるもの が相当含まれているとのことであるので設定 の要件が徹尾されたので、これに伴い業務 原線につき再点検され合配もれ防止に協力さ れたいこと。

3 既合配の祭神名票について

昭和 4 3 年度において送付のあつた祭神名 県のうち合配済となつていた祭神名県の数が 同類は受傷り病の日より3年以内に死亡 各都道府県を通じ合計1215柱分あり、又 昭和41年以降の累計は4454柱分にも達 しているととは設定原籍の不備にあると思わ れるので祭神名県の作成に当つては十分留意 されたいこと。

# 祭神名票の記載事項について

) .

祭神名票の記載事項のうち関係書類欄の記 入に当つては特に次の点に留意されたいこ と、とのととは靖国神社より直接各都道府 県に対する照会の中でも問題の多い点であ ることを考慮されたい。 (1) 旧軍人の公務による在郷死亡者について は、特に公務扶助料裁定番号を記入された WELL OF THE STATE OF THE BOOK OF 現時点において公務扶助料受給該当者の いないものについては過去に公務扶助料数 足のあつた者であることを付記されたいこ Enter the Company of the (2) 従来同欄に未裁定、未請求等の記入をし た祭神名票を提出する向があるが、これら のうち前者については進進年月日、同番号 を記入し、後者については恩給法、接臘法 ' 上の請求該当者がいないため未請求となつ ている者か否かが不明であるので、その事 ているるかロルル 由を適明に記入されたいこと。

### 2月10日 【三一一】合祀事務に関する検討 ( 資料) (昭和45年

### 合祀事務に關する檢討 (資料)

5

ソ連満洲支那で

七三

厚生省にて検討する。 と同様

の死歿者 27以後

未裁定

未請求

五〇〇  4

内地未決

= =

両者同時扱ひを至当と 合祀扱ひとするときは

出席者 所 時 靖國神社々務所 昭和45年2月10日 火

場日

長(前資料係長)、堀資料係長(新任)、厚生省側 柏井補佐、山崎班長、中島班 1314時半に変更す

木 池 田 曽 権 禰 宮 宜司

遺族なし・適格

9 8 7 6

受給権者なし・ 公扶なし

五〇

で検討する。11と同じ扱取扱方法について厚生省

ひ。

一七〇

11と同じ扱ひ。 生省で検討する。9、 取扱ひ方法について厚

阿部補佐、脇田補佐

神社側

靖國神社調査部)

資料作成

18 17 16 15 | 14 13 12 10 19 11 却下 普扶 一時金 2 同不適格 非公務 支那事変中病名 書類返戾 増恩 (三扶) 3 同不適格見込 1特例法否 公扶非該當 異議申立中 <u>Fi.</u> 五〇 五〇〇 五五〇 八〇〇 一六〇 六〇 五〇 三 祀可 公務扶助料裁定済者は合 保留 6と同様 ]] ]] 6と同様

### 保留名票について

資料目録

(1)

### (2) 再確認事項

## 今年度名票上申の見込

(3)

# 合祀洩れ(基準内)調査の対策

(4)

(1) 保 留 名 票 に つ V

7

陸軍之部 **\*** 1

				$\perp$		15
污 <b>老</b> 厚信	野	研究	記事不備		公務要調	出生 一本当 へ ・・・
		1 四〇			三五.	
事情説明(木曽)	見正是好女になっている一	」の上取扱方を決める。	~ の上個々について検討	中島班長 - 城傍長来を	A	
1	Ä	毎		21		20
	1	毎軍之部			+	
公扶未記	「岩口	部		満洲前	i   )     2     1	<b></b> 南名(花

3 2 1

### 之部

病名(花柳病等)

九

保留

七00

]]

2	1
支那事変病名	公扶未記入
五	三五〇
公務裁定済者は合祀可	と 3 する 業務第二課で再調のこ

		_
5	4	3
対象外	講和後	要研究
		(再調)
000/111	六〇〇	四〇〇
1、と同格	保留	1、と同格

### (2)再確認事項

1 戦地における消極的戦闘協力者 研究課題とする。

ア、南洋諸島 て、 対馬丸殉難学童の取扱ひは一応別とし 単独に研究することゝする。

エ、ウ、イ、 そ 満 比 の 他洲島 12万人程該当者がある。

サイパンから内地強制疎開中の死歿者(一般)

2

3

と同様

防空法による防空從事中の死歿者 イ、一般 ア、公務員 援護法により裁定された者は合祀可なり。 昭和4年7月に援護法が改正されたので、

研究してみることゝする。 厚生省援護課に資料が或程度有る筈である。これ等について 他省関係(外務、運輸、逓信、自治、警察庁)

(3)今年度名票上申の見込

予算上の目標数

計海陸軍軍 一,五三,

応一三、○○○が合祀可と考へてゐる。 このうち海軍の合祀可は二、〇〇〇程度と思はれる。 (4)陸軍は

# 合祀洩れ(基準内)調査の対策

### 対策

## 案の一 (阿部補佐)

調査しこれを縣庁又は神社で調査実施の上合祀済日本遺族会の機構を利用して市町村で未合祀者を のではないか。 て神社に送付することゝせば30%は出来ないが少 の者には通知状再発行、未合祀者は縣で名票化し くとも熱心な遺族を対象として効果が期待出来る

案の二 絡を計る。

よって、本案は時期を検討しながら更に研究す なくなる恐れがある。 務が重なることゝなり縣ではどちらも応じられ ようとする時第一、第二案を縣へ要請すると業 現段階で保留中の名票整備或は再調査等要請し

ラビア数字を使用している部分を漢数字を使用して表記〔※1〕 表内の数字に関しては、編集の都合上、原史料ではア した部分がある。

ることゝする。

【312】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について(通知)(昭和45年4月3日調査第278号厚生省 援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛)

調査期 278 号

各都道府県民生主管部長 殿

J ...

厚生省援题局調查課長

旧陸軍関係戦役者の靖国神社合 祀事務の協力について(通知)

標記については各都道府県のど協力により順 調に進捗しているが、引続き本年度においても 下記にご留意のうえ合配事務の早期終了につい てーそうと配慮願いたい。

. 58

/ 本年度合祀予定者の祭神名票提出期日につ いて

本年秋季の霊麗奉安祭は10月17日の予 定であるので、従前の合配予定者巡考基準の 対象となる者及び特別合記詮議の対象となる 者にかかる祭神名票は、遅くも本年8月末日

までに必審するよう送付されたい。

昭和45年4月3日 2 合配予定者選考基準等について

合配予定者選考基準、特別合配詮議の対象、 祭神名票記入要領等については、次項以下に 特に定めるもののほかは次の通知によられた 6, ∨

- (1) 昭 4 0. 6 8 調査第 / 5 3 号
  - 旧陸軍関係戦役者の昭和 4 0 年度以後 の帰国神社合祀事務に対する協力等に ついて
- (2) 昭41124 調査第27号 旧陸軍関係戦役者の昭和 4 / 年産費国 神社合創事務について(連絡)
- (3) 昭 4 3 5 2 8 調査第3 / 8 号 旧陸軍関係戦改者の靖国神社合祀事務 の協力について(通知)
- (4) 昭 4 4 3 3 調査第 1 3 0 号 旧陸軍関係戦役者の韓国神社合配事務 の協力について(通知)
- 3 あらたに特別合紀詮議の対象となるものに

昭和 4 4 年法律第 6 / 号による改正後の戦 傷病者被没者遺族等接設法(以下「谈题法」 という。) 第 2 条第 3 項第 7 号 に掲げる者(防 空監視隊員)で弔慰金裁定済のものは昭 4 0. 68調査第153号別冊の第2第2項「ウモ の他」に該当するものとして取扱われたい。

4 祭神名票送付に際して添付する連名額につ

祭神名架送付の際旅付する連名額は、調査 第153号別冊の第2第1項により合祀予定 者選考基準の各類ごとに作成することとされ ていたが、今後送付するものについては、各 類別区分でなく身分別(単人の部、単編の部、 その他の部)に区分し、氏名のみを記載した 進名海でさしつかえない。

5 弔慰金叉は公務扶助料が未設定のものにつ

弔慰金又は公務扶助料請求帮を追避したが また数定されていないものについては、昭4.3

± 2 8 調査第3 / 8 号下記第 2 項にかかわら ず、今後は設定後に祭神名票を作成送付され たい。ただし、未設定のまますでに送付すみ の祭神名罪については、設定された際に昭40 68調査第153号の別紙様式第1「祭神名 票の補足(訂正)通知票」により扱定記号番 号等を通報されたい。

- (注) 恩給法又は援設法の設定結果により 合祀基準該否が決定される者の祭神名 異は神社に保留されている。
- 6 祭神名県の記入製領について

祭神名票の記入については従前の通知によ る役か、特に次の点に注意されたい。

(i) 「死亡日·場所·事由」欄

「不明」と記載されたものが散見される が、死亡事項が不明のものは合紀詮騒がで きないので、死亡公報、戸籍等により確認 して必ず記入されたい。

(2) 「関係非類」個

恩給法、援護法裁定関係について次の左

欄のように記載されたものがあるが、巡考 上その内容を必要とするので、右欄に掲げ る砂項を簡単に併記されたい。

公扶非該当	該当遺族の有無。 却下ならその理由。
公扶友し	該当遺族の有無。 公務、非公務の別。

0

7 烤国神社に保留されている祭神名票の補備 について

婚国神社は、すでに送付された祭神名票の うち記載事項の補備を要するものについては、 近く各都道府県に名票原県を送付して補備記 入を依頼したい意向であるので、同神社から (直接又は当局経由)送付を受けた場合は関 係籍通知の記載要領を参照して補備を行なつ たりえ返送されたい。

### 6月25日 合祀 事務に関する検討 (資料) 韶 和 45 年

### 合祀事務に關する検討 (資料)

出場日 席 者所時 靖國神社社務所 昭和45年6月25日 (木 14 時 18 時 30

厚生省援護局調査課

業務第一 二課

同

神社側

元 脇 横 堀 山 小 木 田 溝 野 係 班 補 展 補 課 係 班 補 長 佐 長 長 長

木曽禰

池田権宮司

(検討資料作成

靖國神社調査部)

4

資料目録

今年度名票上申の見込 再確認事項 保留名票について

合祀洩れ調査に関すること

(4) (3) (2) (1)

①保留名票について

すること。 要求のあつた宮崎縣は上記に拘らず要求に応じて直ちに返戾 法が決まれば各縣に指示する方針であるから、保留名票に関 しても、この段階に一括して解決することゝする。但し返戾 合祀洩れ調査方法について厚生省で検討中であって、その方

### (2)再確認事項

1, 戦地における消極的戦闘協力者 年3月で終ることゝなっているので、終った段階で検討 特別給付金支給の対象となって居り、この事務が昭和46 することゝし、 研究課題として置くこと(積極的も消極

的も法律上は戦闘協力者となっている)。

2 サイパンから内地強制疎開中の死歿者(一般) 上記同様とする。

個々の資料は各縣に有る筈である。 数字的には総理府庶務課丸山事務官(引揚者特別給付金 に関する担当)でわかっている点である。

3 防空法による防空從事中の死歿者(七種類ある)

ア) 公務員

いると思はれる。 日本消防協会(東京)及び各縣支部で資料を把握して

係)については昭和44年7月に援護法が改正されたの 程度と思はれる。 防空監視隊員及び船船防空監視隊員(船舶運営会関 裁定済者は合祀可と思はれるが、該当者は約20名

他省関係 ることゝする。 このことについては厚生省調査課で研究す は掌握しているが、資料は持っていない。 いても調査すること。厚生省援護課では数 引揚給付金関係資料で調査する他各縣につ

ح) 。 (留守名薄等についても調査してみるこ

ア 外務省

1 運輸省

ウ 逓信省 (郵政省)

工) 自治省

(A)旧警防団

防空扶助令による扶助金の支給をうけていない警防 綱」が昭和44年9月5日自治省告示第12号で出てい た警防団員等に対する特別支出金の支給に関する要 団員の遺族等に支給する、「防空に從事して死傷し る。これは昭和45年2月末日で締切りしてその資料

> い。又合祀の時期については公務員の取扱ひと 同時とすること。

但し資料については今後消防庁と協議せねばならな

個々について審議の上合祀可なり。 は自治省消防庁防災救急課に保有してある。

す 警察庁 同上

法務関係

5

内地未決 2 名 12 名

諸状勢を勘案保留とする。

(法律第27号)戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一

部を

6

ア) 満洲開拓青年義勇隊隊員 改正する法律に伴う事項

昭和16年12月8日より同20年8月4日迄の間に大東亜 戦の軍事に関連して死亡した者(法律第一条) 法の対象となった。裁定済は合祀可。 が援護

イ)軍人軍属又は軍人軍属であった者が戦地で死亡した 事由が遺族年金等の支給事由に該当しない遺族に対し 第5条)(國会修正による追加)。 て年金及び弔慰金を支給することゝなったもの

逃亡、抗命、受刑中自殺等 七年以上の刑は軍の身分

喪失七年以下の刑は降等

◎期間 昭和12年4月7日から昭和20年9月1日迄の

◎地域 戦地(内地、台湾、朝鮮、 満洲は除く)。

◎一般刑法でも大赦にならないような破廉恥罪は除く。 大赦令は第一回20・10・17、第二回21・11・3、 第

◎公務を拡大したものではない。

三回27・4・28行はれている。

◎遺族の心情に鑑みて年金等の支給が考へられた。

◎事務段階でなく援護審査会で決定する。 

◎合祀については援護審査会の判断の出た上で内容に ついて検討した方がよいと思はれる。

【314**】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀協力事務の参考資料送付について**(昭和 45 年 8 月 4 日調査第 454 号 厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛)



調査第 454 号昭和45年8月4日

· 各都道府県民生主管部長 段

**)** 原生省授護局調查課長

旧陸軍関係較设者の増国神社合配 路力事務の参考資料送付について

最近某県においては、戦役者の靖国神社合祀 協力事務の促進をはかるため、未合配者全員の 深出作業を実施したが、その作業内容は各都遺 府県の合祀協力事務処理上参考となるところが 多いと思われるので、当局でとりまとめた同県 の調査実施要領を別冊のとおり送付する。

#### 【315】別冊 某県における靖国神社未合祀者調査実施要領(〔昭和45年8月〕)

别而

某県における諸国神社未合祀者調査実施要領

/ 調査の目的について

当該県においては合祀協力事務に関する記録が系統 的に整備されていないため、遺族からの照会、祭神名 県の作成等に際し、合祀の資否又は合祀逃弾の該否を 調査するにも / 件ととに相当煩雑な資料調査を必要と する状況であるので、この際話種の困難を排して全未 合祀者の確認を行ない、かつ、合祀関係記録を整備し、 もつて今後の合祀関係事務の能率化をはかるとともに、 合祀もれ及び重複合祀の防止を期することとした。

- 2 調査実施の概要について ,
- .(i) 調查対象

当該県における明治以降の戦役者総数(海軍及び 在郷死を含む。)は約5.2000名であるが、この うち約50000名を調査対象とした。

(2) 調查與施要領

調査実施要領はおおむね次のとおりて、その要領 を図示したものは別紙第1のとおりてある。

- ア 金酸役者につき/名/築の「酸役者原票」を作成した。(酸役者原票の設定作業及びその内容に 、ついては後述する。)
- 1 既合配者が配録されている原際(当該県の場合 は「戦役者調査製薬引」及び神社発行の「合配者 名額」)により金既合配者についてその合配年月 日を戦役者原興に転記した。
- ウ 戦役者原票に合配年月日の記入のないもの(33/9名)を一応未合配者として抽出し、/名ととに「未合配者調査項」を作成した。(たたし、 未合配者調査項は便宜上昭和/4年/2月8日以降の死役者についてのみ作成。)
- 工 直接合配を防止するため、さらにとの未合配者 調査課を辨園神社保管の既合配祭神名票と照合し、 既合配祭神名票のあつたもの ( / / s / 名) は既 合配者として戦改者原票に合配年月日を配入し、 既合配祭神名票のなかつたもの ( 2 / ) s 名)を 投終的に決合配者と決定した。
  - (3) 作菜量

ア 前記回のイの既合記者転配及びりの未合記者調

査界作成に要した作業量は次のとおりである。

作業対象数 約 50000件

作菜量 よ人×3月(正味約 4 3 2人/日) /人/汨平均処理件数 約 //6件

イ 前記②のエの未合配者調査票と既合配祭神名票 との照合に娶した作業量は次のとおりである。

3.3/9件 作数对象数

作業量 华人×5日

/人/日平均処理件数 約

(4) 神社既合祀祭神名票との照合結果

前記回のエの未合配者調査駅と既合配祭神名駅と の照合結果は別紙第1のとおりである。 (5) その他参考事項

0

- ア 当該県の兵籍(戦名)保有率は生存者約45気 死役者109足らすである。
- イ 合配済者を戦役者原票に転記するに際しての細 部事務要領は別紙第3のとおりである。
- ゥ 諸国神社の既合配祭神名駅と照合する作業では、 神社調査部が作業場所(神社内の一室)の提供、 名票の貸出し等について協力した。

なか、神社名器との照合実施にさきだち、未合 配者調査票をあらかじめ神社の「祭神名異配列原 簿」(名票の収納順序を示す文字案引)の順序に より配列して服合の便をはかつた。

エ 今回の調査作業の中心となつた「戦役者原票」 は戦役者関係事務のための総合的原籍であるが、 未合配者調査にあたつては「常国神社合配事務に 対する協力について」(昭3/14/9接祭年30 25号)の別冊第2「昭和3/年度における旧陸 軍関係蛸国神社合配事務に協力するための都道府 - 県事務要領し第3項第3号(第3項の抜すい別紙 第4)に該当する「原簿」として使用されたもの であり、その内容、作成経過等は別紙第5のとお りである。

### 【316】[靖国神社合祀事務協力に関する通知の廃止と戦没者の身分等の調査](昭和45年11月4日厚生省援護 局調查課長発各都道府県主管課長宛)

前略 さきに小脈から「昭和45年度にかけ」 る未帰證者等の調査会議等について(通知)」 (昭和45年17月2日調査第21691号) こによりと通知したとかり、明々な年2月からす。 月にかけて「未帰遺光等の関査等に関する会設」 が開催されることとなつております。

との会談において実施する要目の川の未帰還。 省等の資料服合と、回の調査等の菜務の研修は 例年行なわれてかりますが、〇の吸改者の身分 等の調査業務は今回初めて行なわれるものであ 知らせ申しあげたいと存じます。

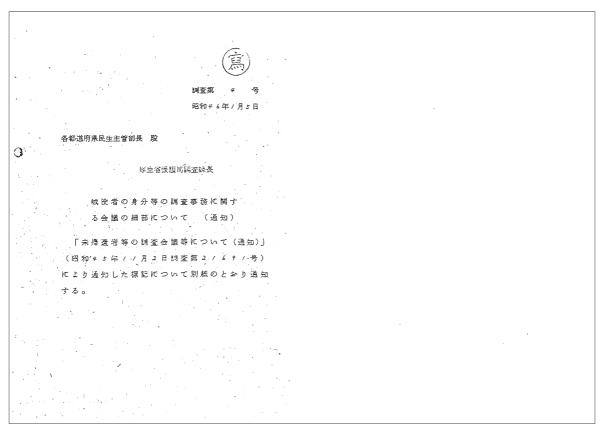
- 「戦役者の身分等の関査」とは、昭和3/年 以来当局及び各都道府県において災施されてき。 た「旧陸軍関係被役者の靖国神社合祀事務協力」 に関する非務について予算など一般外部に対し て使用されている名称です。韓国神社合祀事物 協力は、当局及び各部道層県にかいて戦役者の | 身分萼を割査し、神社からの協力要翻に応じて、。 調査資料を神社に提供するといり形式で実施さ

れて参りましたが、従来当局から各都道府県あ てに発摘された諸通知に使用されていた「韓国 . 神社合配事務協力」という表現は、ややも古れる 一は当局及び各都道所県が合祀事務を直接担当し、 あるいは特定家教団体に特典を与えているよう な誤解を招くかそれがありますので、この際、 靖国神社合紀事務協力に関する從前の諸通知を 一切廃止するとともに、今後は、協力の形式を 正確に張切し、かつ、事務の性格を明示するた - め、すべての場合に「戦役者の身分籍の調査上 るので、以下その内容等についてあらかしめかりという本来の名称を使用したいと考えてかり、 とれが事務処理は、上記名称変更にかかわらず、 大綱にかいては従来とかかむね同様に集雑され ますが、事務処理要額の細部については若干の 和遊を生するものと思われますので、もらたに 従来の通知にかわるべき「酸设治身分等調査事 務処理製領」を通知する考えであります。

> すでに当該事務は各都道府県ので協力を得て、 こその大部分の処理を終了し、現在では最終的整 理段階に至つておりますが、最近の事務処理の。

契借から考えると、身分等調査未済者 (未合配) 者)はまだ相当数階在している可能性があり、 その処理の早急な完結をはかるためにはさらに **厚生省模数周期推課**長 調査方法の研究を必要とするものと考えられま す。とのため明年はしめに研究問職の会職を実 施することとした次第でありますので、推構が 含みのうえ、特に当該事務の担当職員の議治方 . と配収下さるようか願いいたします。 なか、会議のため事前に打合せな必要とする。 - 事項については後日もちためて通知しますが、 会議災施の項目としてはかかむね次のことを予 定しておりますので念のため申し旅えます。 / 戦役者身分等調査事務処理要領について 2 調査未済者の調査方法について 3 戦後者身分等調査票(祭神名票)の重複作。 ≄ 上記調査界の記載要領について 5 質疑回答 昭和45年11月4日

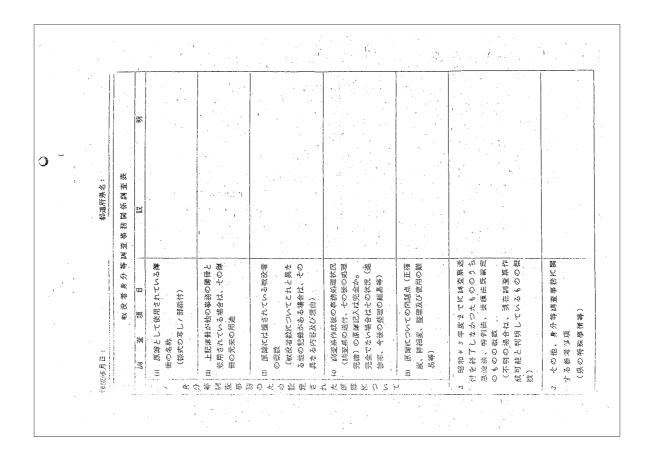
【317】戦没者の身分等の調査事務に関する会議の細部について(通知)(昭和 46 年 1 月 5 日調査第 4 号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛)



### 【318】戦没者身分等調査事務担当者会議の細部について(〔昭和46年1月〕)

	(別私)	2 会職参加人員
	<b>似没者身分等調查</b> 研查打	1当省会議の細部について 各都道府県の戦役者身分等調査事務担当者
	/ 日時	のほか、当日午前中来桐瀬若等の調査会譲に 参加した都道府県 取員全員とする。
*	顺序 实施 期 日 時 、	B 参加都道府県等 3 場所
0	/ 1134 6 2 / 70%	福岡 佐賀 長崎 熊木 大分 宮崎 鹿児島 調査課 4 会 観の 実施 項目
٠.,	2 4 6 2 2 2(1)	岡山 広島 山口 鳥取     (1) 戦役者身分等調査事務処理要額について       島根 指川 徳島 高知     (収役者身分等調査票の配載要額を含む。)       変数     (2) 調査未済者の調査方法について
•	3 " 4 6 2 2 4 4 kg (出版)	70位
•	4 (463, 701)	静岡 愛知 飯草 石川   4   賀 疑 国 答     富山 三重   5   資料   会議のため必要とする資料は当日会議場で
	5 * 4 6 J. 39ky	変媒 栃木 群鳩 埼玉   配付する。   千葉 東京 神奈川   新潟 山梨 長野   4 会議前に送付を要する資料
	6 4463 900	出席者氏名の通報(昭和46年1月/日本 福井 強賀 原都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 て)及び質疑意見の送付(昭和46年1月20
		日まで)については、すでに調査第2/69/

号で通知ずみであるが、そのほかに、森付の 較改者身分等調査事務関係調査表/部に各部 適用県の現況を記入し、昭和 \* 6 年 2 月 / 日 までに送付されたい。



【319】旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について(通知)(昭和46年2月2日援発第119号厚生省援護局長発各都道府県知事宛) 【320】別冊 旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領(〔昭和46年2月〕)



合(次項前・号たたし書きの規定により都道府県 から移管された場合を含む。)は、その内容を審 査し、依頼に応することの可否を決定する。

② 番査の結果、依頼に応ずることを適当と認めた ときは、原則として関係都道府県に調査を依頼す

#### (都道府県が行なり調査事務)

0

- 4 都道府県は、次の名号に定めるととろにより、調 査事務を処理する。
  - (1) 団体等から都道府県に対して調査依頼があつた 場合は、その内容を審査し、依頼に応ずることの 可否を決定する。ただし、調査の対象となる収役 者の本籍が多数の部道府県にわたるときその他都 道府県において仮領に応することの可否を決定す ることが適当でないと認めるときは、その依頼を 接越局に秘密するものとする。
  - ② 前項第2号の規定により接護局から調査依頼が あつたとき及び前号の規定による審査の結果依頼 に応ずることを適当と認めたときは、調査を行な

#### 160 DO

との要領は、昭和80年2月2日から施行する。

### 【321】旧陸軍関係戦没者の身分等調査の実施について(通知)(昭和46年2月10日調査第47号厚生省援護局 調查課長発各都道府県民生主管課長宛)

,各都道府県民生主管部長 殿

O.

査の実施について (通知)

. 精国神社から依頼された標記については、下 記により実施されたく、旧陸軍関係収役者身分 等調查事務処理要領(昭和 4 6,年 2 月 2 日 提 36 。 第119号)第3項第2号の規定に基づき通知 する。

- / 調査を要する収改者の範囲について 調査を要する収改者の範囲は、別紙第1の とおりとする。
- 2 調査界の作成及び送付について 別級第1に該当する映設省について、別無

調査網 47 号 第2の模式による収役者おガヤー 照知46年2月10日 「調査票」という。記収契値は別紙築コによる。)/部を作成し、適宜の模式で氏名を連 る。) / 部を作成し、適宜の模式で氏名を逃 記した調査票送付述名簿 2 部を添付して、本 年8月31日までに調査課に送付すること。

- 年8月37日までに調金線に送付すること。 厚生省接護周期査課長 3 調査票の訂正、補足及び取消しについて 調査県を調査課に送付したのち、その記載 旧監证関係被設者の身分許調。 ・ 査察送付当時不明であつた事項が判明した場 合又は調査票を取消す必要が生じた場合は、 別紙第4の様式による吸吸者身分等調査界町 正補足取消通知票/都を作成し、そのつど調 本理がメムー 査課に送付するとと。
  - 4 原線の散定について

調査のための原籍を設定し、各収改者につ いての調査事務処理状況を記録すること。

なか、との原源は、次の左欄の目的にとも なう右欄の要件の全部を満たすものが最も有 なり石 個 レ 双 ロ レ ー 一 利 で あると 思われるので、これらの 要件と各 都道府県が保管している敷設省関係諸記録の

状況とを考慮のうえ、適当な既存得別を原稿 6 その他について として選定するか、又は所製の新潟間を作成 されたい。

į	B·	65)	要件
	調査票を作 資料とする		<ul><li>/ 調査県記載項目がすべて記載されていること。</li><li>2 全戦役者が含まれていること。</li><li>3 記載が項が正確であること。</li></ul>
	調査票作 成後の処 理状況を 記録する。	調査器の作成もれを防止する。 期査器の重 製作成を防止する。	調査条件成後の処理状況 が記録できるとと。

5 関連事務の処理について

0 %

調査を終了した収役者のついて、新国神社 西北 エ 取りした いっぱ がっち 代表 遺跡の 選定、 遺跡 に 対する 通知、 収 ・设着遺族旅客運質割引証の変付等に関する依 顔があつた場合は、事情の許す限りその依頼 にあずるよう記録されたい。

本年8月米日までに調査界の送付を終了で きない収役省の調査については、明年あらた。 めて通知する。

### 【322**】別紙第1 調査を要する戦没者の範囲**(〔昭和 46 年 2 月〕)

(淵紙窓/) 調素を要する報数者の範囲 る形態企、避族年金岩しくは遺族給与金の ・ 2 身分が次の各号の一に該当するもの (1) 軍人(生徒を含む。) (2) 軍属 (3) 収傷病省收改者遺族等援護法(昭和27 年法律第127号。以下「援設法」という。) 第2条に規定する混人工断等のうち、前2 男に治ける罪人、罪解以外のもの: 3 次の名号の一に該当するもの 年法律第48号)の規定による公数扶助料、、 田軍人の遺族に対する恩給等の特例に関す る法律(昭和17/年法律第1/77号)の規 定による特別扶助科又は提談法の規定によ 

### 【323】**別紙第2 戦没者身分等調査票**(〔昭和46年2月〕)

1 .			
	生 名	. 1	
	隋 敬 野 大 昭 年 月 日生		
() st	定福碧堂		
<b>三</b> 令	进一篇 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种	% • & • &	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は - 報文	開催は大きない。	
影	*	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	
**************************************	選 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	用额时到10日的配件子2. 配入数额以到1000日	
	深記 民名	- n	
(7)	<b>已</b> 数据给办 或 链 采 杂	( <del>8</del> )	
		i di Karangan Karangan	
		ingen Literatur	

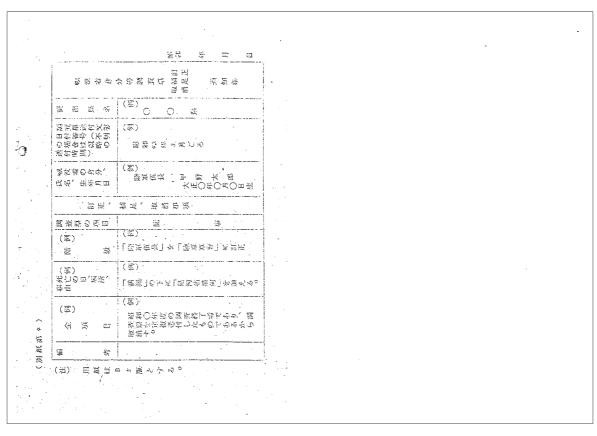
### 【324】別紙第3その1 戦没者身分等調査票記入要領(〔昭和46年2月〕)

(別紙第	3) 20	) /	····		·		<u> </u>							·				
	ii iii		親定番 号	統柄・氏名	本	ili Di	死亡の年月日	場所・傷病名		所 属 部 隊		酸級		生 年 月 日	氏 名	調査票項目	報	
付と戦がし思定されない。	烈·号 赞 附	論 1		父 甲 野 次郎	〇〇県〇〇部〇〇村 大字〇〇/35	ا د ا و	K 6	昭和 18 年 3 月 10 日	その他	亚属) 「独立機関砲 第3大陸」	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	属1「陸軍軍底(属局	第人	明の昭の年ま月7日生	f '	記載例	<b>设者身分等調查</b>	
	る事項券を記入する。 前各項についての参考事項、社能を要す	と〇わ は知下る 入し等とに	てついては、事情いては恩倫教定書	をつている消を記入する、機般法の受給速族又はの原名を省略しない。	2 除締時の本籍を記入する。 / 県名を省略しない。	化 で 亡そ	よこな事に はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない	・ 地名には国名を疑し、以下わかつて ・ 地名には国名を疑し、以下わかつて	別紙第3その2の例による。	「独機3大」等と略記しない。	別紙第3その2の例による。	てよい。	ノー	4 生年月日はできるだけ記入する。	ひこは に 氏名は戸	記入上の注意事項	票記 入 要 領	

### 【325】別紙第3その2 別紙第3その1の「その他」の者の記入例及び一部軍属の記入例(〔昭和46年2月〕)

•	(別紙貫き)そのよ	
	照紙第3その1の「その他」の著の記 入列及び一部連続の記入列	
, ,	身分 超	
	層別開拓音字:「微明開拓音部 參灣線員 整型開發」「COO的相目」	
	国民始美雄共,「除兵」又元「球员」「COII場因民般對陸」	
.}	特別差別達者 「特別非対選者 の記亡者 (()()会社経費) 」 な標とする。	
	統統接貨的 : [A C對政] 「船起司令部(OO九)」 組織學提與	,
	弘 議議 加海 「南亜東部(光後海路) 最調部議名、所管師団名等 「被採録加着)」 を記入する。	
	。 1. 数率情報工機動器	
	精動異法の数 (音) (総給) (学 ) (第3 した工場、事業場名を ) 用者、協力電 (近) 上等。	
i.		
	部入部項 允亡の日、場所、暴虫 ( 説 · 図 · )	
	野 入 到 服和〇年〇万〇日 場場収等〇万〇日	
	, 毎月日は対亡とみ	

### 



#### 【327】旧陸軍関係戦没者身分等調査事務担当者会議における質疑回答票の送付について(昭和46年3月23 日調査第110号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛)



國產第 110 号 昭和46年3月23日

各都道府県民生主管部長 歲

0

厚生省级额局調查縣長

旧陸軍関係戰役者身分等網查事務担当者 会器における質疑回答案の送付について

「未帰還者等の調変会誘等について (通知)」 (昭和45年11月2日調査第21691号) に基づき当局で開催された標記会議における質 襞とこれに対する回答とを別級のとおりとりま とめたので、参考として送付する。

#### 【328】別紙 戦没者身分等調査事務関係質疑・希望事項に対する回答(〔昭和 46 年 3 月〕)

别無

)

**成设治分分部調查事務関係** 質疑・希望事項に対する 回答

/ 戦改者身分勢調査事務処理要預算 / 項の規定により 都道府県が調査依頼の内容を審査することになつてい るか、厚生省から統一した審査基準が示されるか。

- (回答) 調査依頼はその内容が種々であつて、統一 差準を定めることが困難であり、また、実際の報、 ・ 資は名部道用係がすてに多年にわたつて行なつて きたところでもあるので、統一した基準を示すと、 とは考えているい。各都適府県が明文化した翡草 を必要とすると認めた場合は、実情に応じて定め られたい。
  - たお、一般的にいえば、調査依頼の趣旨、調査 事項の種類、所要の事務量等について密査する必。 別紙第1の第3項第2号を参照されたい。 要があるものと思われる。
- 2 厚生省が原釋模式を統一制定し、その作成整備のた めの財源措置を考慮されたい。

(回答) 原籍は、昭和3/年当時各都道府県が集情 によつて死役者の迷名様、慰提設定関係記録等の

うち適当なものを選定したのであるが、新たに原 概を側定してこれに旧原傳記録を転写するために は、きわめて多大な労力を必要とし、一方、資料 盤備のための予算を取得することは今後とも困難 であると思われるので、原簿を統一する考えはな

3. 軍職その他一部のものについては、接顧法請求関係 記録が県に残されておらず、調査票作成のための諸元 か不明であるので、役閥局に觸査を依頼してよいか。 (回答) 検討する。

- 4 遺族がまつたくいない戦役者についても戦役者身分 等調査票を作成送付する必要があるか。
- (回答) 送付を要する。昭 4 6 2 / 0 調査第 4 7 号
- 5 西南の役、日露敞争等の敝役者についても身分等調 変異を送付して蹇支えないか。

(回答) '昭44210調査第49号別紙第1の範囲 外であるので、送付する必要はないが、特に送付 を要する事情がある場合は、調査第41号に基づ く調査製送付とは区別して別便で送付されたい。

6 県から送付した敬没者身分等調査祭のうち、送付基準の範囲外、重複提出、記數事項不備等の理由で保留されているものは、原籍整理の都合上、全部県へ返戻されたい。

(回答) 返戻するよう検討中である。

7 戦役者遺族旅客運賃割引証を使用できる遺族の範囲は、戦役者の2親等以内の者となつているが、3親等まで使用できるよう改正方配慮されたい。

(回答) 。国鉄に照会したところ、範囲の拡大は困難 のようである。

8 今後も毎年との会議が開催されるよう要望する。

(回答) 検討する。

#### 【329】靖国神社合祀事務に関する参考事項(〔昭和 46 年 3 月〕)

#### 這個神社合副所務的國才名參考哥項

/ 西南の役、日露戦争等の撤設者で含配もれとなつた と思われるものがあつた場合は、いま合配することが できるか。

(回答) 画店の役、日籍機争要の職役者については、 すべて当時違詩のうえ合配を発了したことになつ てかり、いまからあらためて選考することは、現 時点では考えていない。

2 組給法、提議法請求が却下穀定されたものについて も合配を考慮することはてきないか。

(関答) 神社は、戦時報変が既して関連に殉じられた方々をお振りするととろであるので、死改原因がその確当に合款することが必要である。神社の合配選考兆草では、思給法等の城定状況が死因の公務性を制定するためのひとつの基準となつでかり、却下裁定されたもの(公務性以外の理由(該当選版でない等)による均下を除く。)は現在のところ合配対策とはならない。

3 昭和3/年前の合祀者名機があれば送付願いたい。

(回答) 合配者名詞には予鍋がないので、遠付でき ない。各界の遺類会にも同じ名類を配付してある。 ので、そちらへ服会していただきたい。

\* 報年教学の合配予定者名称は、合配予定者全員を認 載したものをもつと早めに送付されたい。また、八等 留者(他界本籍職役者の遺族で本界に現住するもの)) 関係の合配予定者名執も別冊として送付されたい。

(回答) 合配祭が年1回だけであるため、選くなつ) てから申し出のあつた分についても、できるだけ その年度の合配に間に合わせるよう、期限ぎり 若 りまて選考するので、合配予定者名称を数回に分けて作成せざるをえない決況である。また、入意 留者関係の合配予定者名能の作成は、現在の事務 能力では作成困難であるので、と了承願いたい。

5 合記者名解は、破役者の本語単位(県内の行数区画)。 別)ことにとりまよめて作成できないか。

> (回答) 合配予定者決定前後の時期は時間的余裕労 きわめて少なく、また、神社特有の分類方式で区 分しているので、市町付別に分類製本することは 困難である。

() ·

6 産族の住所不関のため遊邏できない合配適知状はど のように取り致うか。 (図答) 住所不明の合配通知状は神社が保管し、後 日薪住所が判明した場合はあらためて送付する。

7 現在の台配選考の機構はどうなつているか。

 $\mathfrak{I}_{\mathbb{R}}$ 

(回答) 終剰までは、陸、海軍省に合配盟者委員会 が設けられ、合配選考に当つていた。委員会には 明文化された墨灣基準はなく、前側を拡大しない · という方針で特定が行なわれた。現在は神社がそ の方針を受けついで選考を行えつている。-

【330】旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について (通知) (昭和47年2月28日調査第54号厚生省援護局調 查課長発各都道府県民生主管部局長、沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長宛)

> 調查研 5 × 号 昭和47年2月28日

各都道府県民生主曾部 局 長 殿 沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長 殿

o -

#### 厚生省援護局調查課長

旧陸軍関係收役者身分等調査の実施についてGib知)

靖国神社から依頼された撰記の調査について は、・「旧陸並関係戦役者の身分等調査の失施に ついて(通知)」(昭和46年1月10日調査 数47号。以下「調査3547号近知」というo-) により通知したところであるが、本年近も引続 き下記により調査を実施されたく、通知する。 ₩Ċ

/ 調査の実施契領について 本年度における調査の実施要領は、次項か らポ4項までに定めるものを除き、調査3747 号辿知による。

- 2 調査第47号通知別紙の一部改正について 調査選べり号通知別紙の一部を次のとかり 改正する。
  - (1) 別紙第 / 第 / 項中 「昭和 6 年 9 月 / 8 日 から」を「昭和6年9月18日以後の服務・ に関して受傷又はり病し、同日から」に改 める。.
  - ② 同第3項(1)の末尾に

「ただし、次に招けるものの裁定があつ たものを除く。

- ア 提股法第23条第1項第2号交往第3 号に規定する遺族年金
- イ 提護法第23条第2項第2号又は第3 号に規定する遺族給与企
- ゥ 接護法等の一部を改正する法律(昭和 45年法律第27号)附別第5条に規定 する遺族年金叉は弔慰金
- エ 掲載法等の一部を改正する法律(昭和 4 6 年法律第 5 / 号) 附則第 7 条 に規定 する遺族年金叉は弔思金」。

332

を加える。

0

- (ii) 別選ポヨその / の「思給決率の改定番号」 概にかかる記入上の主意事項の うち、「 / 退給公方員については、思給設定番号のみ でもよい。」を助り、次の「 2 」及び「3」 をそれぞれ「 / 」及び 「 2 」 に改める。
- (4) 利波「(波節)」縁の記入例のうち「昭和 \* 3年法京 2 7 号借則第 3 衆資用」を削る。
- 制紙番まその2のうち次の左禍に掲げる事項を右裔のとおり改める。

	補酬別哲實年養勇隊 ○ ○ 訓 練 所
经证管理工場初份者	   陸軍管理監督工場勤務者

- 4 総動員菜務関係死亡者等にかかる調査につ

・いて

調養票の作成送付は、すべて酿設者の除籍 当時の本籍地部道府県の担当であるが、いわ ゆる認動員業務関係者及び園民務勇於隊員に ついては、本籍部道府県において県外勤務 当者をは罪するととが困難であるので、工場 事業場等所在地の認道府県は他県本籍設当者 にかかる調査票を作成し、とれを敬設者の本 籍地都道府県に送付されたい。

参考資料の送付について 事務処理の細部に捌する参考事項を別紙の とおり送付する。

#### 【331】別紙 戦没者身分等調査事務に関する参考事項(〔昭和47年2月28日〕)

(Silat)

被没者身分等調查事務に関する参考事項

/ 調査第47号通知の別紙第1について 調査第47号通知の別紙第1は、調査対象となる 職役者の範別を定めたものであるが、今回の一部改 正の夏点及び調査上注意を要する点は次のとおりで ある。

(1) 第7項 (発亡の時期)

調査対象となる吸設者の死亡の時期は、昭和 6 年9月18日から同27年4月27日まで(十左 わち満洲事変以降平和条約発効日の前日まで)の 間であるが、との間に死亡した者であつても、そ の受講り病が昭和4年9月17日以前の服務に起 図するものである場合は調査対象とする必要がな いので、同日後の服務に基づく協解により死亡し た者に限つて調査対象とする音を明示するよう改 正されたものである。たとえば、昭和20年に死 亡した者であつても、明治20年生れの一等元で あれば、満州事変以後に服務したとは考えられ去、 調査対象には含まれないこととなるので留意され たい。

(2) 第 2 項 (身分)

第1号の「派人」とは陸軍軍人(生徒を含む。) を、第2号の「軍局」とは陸軍部内の文官、照託、 原舗人、工員等(死亡後そ及して身分を取得した 者を含む。)をいい、これらの者以外のもので援 憲法の適用を受けるものは第3号の「投稿法第2 条に規定する軍人軍員等のうち前2号に掲げる罪 人軍副以外のもの」にあたる。したがつて、調査 対象となる者の身分の範囲は、結果的には優勝法 第2条の「軍人軍局等」と同一ではあるが、軍人、 軍馬の定義は優額法とは異なつているととに留意 されたい。

(3) 郭 3 页 (被定事页)

アーボノ号

上記の第1項及び第2項に該当する者で、公 - 恋扶助料、特例扶助料、弔型金、遺族年金又は - 選政語与金の設定が終了したものはすべて調査 - 顕を提出するとととされていたが、現在の段階

0

ではその中に一部調流不安のものもあるので、 これを調流発頭から徐くこととし、その除外総 額を明示するよう改正された。徐外されたもの

(f) 職害年金、増加思給の受給權者又は不具施 漢者が平均で発亡したことにより数定された 遊売年金又は進減給与金

0

- (イ) 適亡等に問題して死亡したことにより裁定された遺族年全又は弔慰金である。したがつて、これらの数定があつたもの欠ついては、調査課を提出する必要がない。 なむ、正号扶助料(増加非公路扶助票)、遭 選一時途端の登定があつたるのは産業から除外
- イ 郊 2 号 法の適用を受ける遺族がいないためとれらの 数定がないものであつても、死亡事由が提設定 者と同じであると認められる場合は、兵籍等し、 戸籍書類、死亡診断書等の資料を調査原に添付

されている。

して提出されたい。

力 放送局

その他特に必要があると認められる者とは、 時効その他の事情により前記の贯定を得ていな いが、死亡事由が既設定者と同じであると認め られるものをいうのであるが、これらの者につ いても前号と同様関係資料を誘付されたい。

- (4) 以上の死亡時期、身分、叛定状況の3条件に合 致するものが調査の対象であり、原則として結盟 神社の合記対象と一致している。
- 3 調査選挙 7 号通知の別紙第3 その / 及びその 2 について

別無常3については、別紙第1の一部改正に伴つ て改正を要することとなつた点及び不偏であつた点 が改正された。昨年遅にかける調査累作成の実情か らみて、記版上注意を要する一般的事項は次のとお りてある。

- (II) 氏名のふりがなは、難説のもの以外は必要がない。
- (2) 生年月日は、協調事項、死亡事項と対風検討するため必要なことが多いので、できるだけ記えす

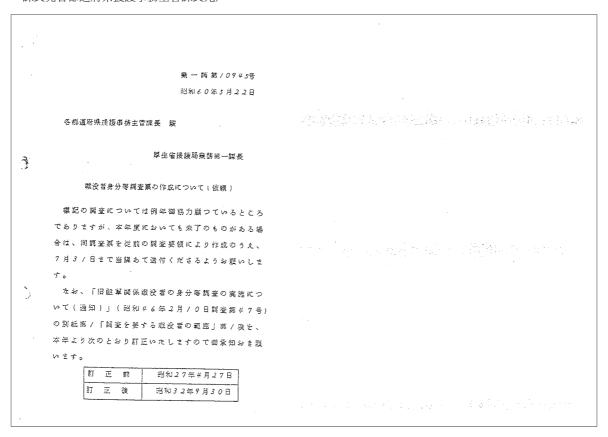
るとともに、特に「明治」と「大正」の区分を誤 すらないよう留意されたい。

- (3) 階級網に「草正人」、「草車網」と記入された ものがあつたが、これらは思語法、接顧法で認語 的に用いられる名称であり、具体的な身外表示に ならないので、「陸軍予科士官学校生徒」、「特 別示帰型者(○○会社社員)」等と記入されたい。
- (4) 松病胸については「不明」と配入したものが少なくないが、死亡の状況によつてはこの闘の記事が重要なことも多いので、できる限り調査されたい。
- (5) 死亡間は特に重要であるので、配入もれのない よう智識されたい。
- (6) 本額及び撤誤住所については、都道府原名を省 略しないで記入されたい。
- の 裁定番号額には、別派部ノの第3項に掲げられた設定種別のうち、いずれかノ種以上の設定番号を記入されたい。この場合、設定記号文字は一部 右脳することなく全部記載するとともに、特に平 補死又は逃亡等に関連する死亡に基づく設定でな

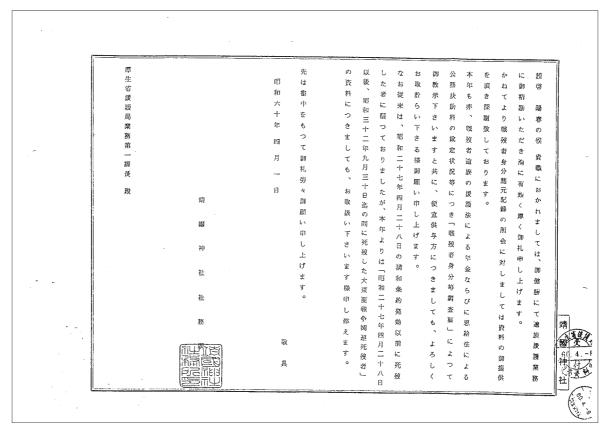
いことを確認のりえ配入されたい。また、販定がないものについては、その理由を具体的に配入するとともに、前記のとおり制定資料を條付されたい。 なか、従来は販定種別と神社の合配範囲との間 に若干の扣違があつたため、/種の販定番号だけ では十分でない場合もあつたが、今後は調査範囲 内のもので調査票記事が発信しているものについ では、/種の設定番号だけで足りるものと思われる。

- 3 その他の事項について
  - (ii) 本年度送付される調査票のうち、内容に疑問の あるものは、原則として各都道府県に返戻される 予定である。
- (2) 調査範囲外のものについて、遺族からの依頼その他の堤由により合配の可否を問合せる場合は、 直接神社調査部長あてに照合されたい。

【332】戦没者身分等調査票の作成について(依頼)(昭和 60 年 5 月 22 日業一調第 10945 号厚生省援護局業務第一課長発各都道府県援護事務主管課長宛)



【333】 (戦務者身分等調査資料の 宜供与方依頼) (昭和 60 年 4 月 1 日靖国神社社務所発厚生省援護局業務第一課長宛)



【334】 (講和条約発効後の死歿者合祀について) (昭和 60 年 4 月 11 日靖国神社社務所発厚生省援護局業務第一課長石井清宛)

			:	
	昭和六十年四月十一日 であり、この方々は、本年十月の霊霊奉であり、この方々は、本年十月の霊霊奉であり、この方々は、本年十月の霊霊奉であり、この方々は、本年十月の霊霊奉であり、この方々は、本年十月の霊霊奉	本年は、終戦四十周年に当りますので、本年は、終戦四十周年に当りますので、 関盟を御本殿正床に幸安申し上げるこります。 以上の事由でありますので、甚だお手版以上の事由でありますので、	二十七年四月二十七日までの列盟を相段に合祀銀門、公務敷定後は、当然、端國神社に合祀申し上地の祭典の一ヶ年前までに死殺した方、即ち「昭和三比の祭典の一ヶ年前までに死殺した方、即ち「昭和三比の祭典の一ヶ年前までに死殺した方、即ち「昭和三比の祭典の一ヶ年前までに死殺した方々も、	ます。「「は、こうに関し、これを対し、事由を申し派え即了承知の知く、婚姻神社の合祀教育の発の死のを対し、これを対し、これを対し、これを対し、これを対し、これを対し、これを対し、これを対し、これを対し、
4 T.	安祭(合祀祭) に正安祭(合祀祭) に正	、よろしくお取扱い下さを、この期に相殴率野中で、この期に相殴率野中で、100円に相殴率野中で、100円に相殴率野中で、100円に相殴率野中で、100円に相殴率野中で、100円に相殴率野中	の別望を相限に合肥銀箔申し上げるべきに設されて方ともで、将来、靖國神社に合肥申し上げるべきを「配力」に「相関合配祭」を充役者で、将来、靖國神社の段した方、即ち「昭和三十二年九aを入った方、即ち「昭和三十二年九aを入った方、即ち「昭和三十二年九aを入った。」ともで	はました 戦級者身分等 できる かまた。 頭
	北宋鎮塔がが	以い発第で右す後あの	月三十日、	る

